

【重要】

新型コロナウイルス感染症への対応のため、大学及び高等専門学校における学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等についてお知らせいたします。各大学等におかれては、新型コロナウイルス感染症に係る最新の動向も踏まえながら、遠隔授業の活用について適切に御対応いただきたく、御一読くださいますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年4月1日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 担 当 課
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課 御 中
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 担 当 課
大 学 及 び 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 公 立 大 学 法 人 を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 担 当 課

文部科学省高等教育局大学振興課

学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について

令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について」において、新型コロナウイルス感染症対策に係る、学事日程等の取扱いや遠隔授業の活用について通知したところですが、このことに伴う検討に資するよう、別紙1から3までのとおり参考となる情報についてまとめましたので、お送りいたします。

なお、これらの情報は、各大学等における検討の際の参考にしていただくために示すものであり、各大学等に対して、学事日程の変更等を行うよう求めるものではないことを併せて申し添えます。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・別紙1「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」
- ・別紙2「新型コロナウイルス感染症対応に係る大学での遠隔授業の事例」

- ・別紙3「オンラインプログラム（MOOC等）の活用モデル」
- ・参考「令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について」（抄）」

< 本件連絡先 >

文部科学省高等教育局大学振興課

電話：03-6734-3338

学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q & A

(令和 2 年 4 月 1 日時点のものであり、今後の状況も鑑み更新の可能性もあります。)

【学事日程等の取扱いに関すること】

問 1 3 月 2 4 日付け通知における「10 週又は 15 週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」との解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る学事日程の取扱いに係るものに限定されるものか。

- 大学設置基準第 23 条において、各授業科目の授業は、10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行うことが原則とされております。
- 今回の新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響により、年度当初から授業を開始できない場合等、授業期間を上記の原則のとおり設定することが困難である場合が想定されるため、令和 2 年 3 月 2 4 日付け元文科高第 1259 号「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について」(以下「3 月 2 4 日付け通知」という。)により、上記原則の例外として、10 週又は 15 週以外の授業期間についても許容されることを示しました。
- なお、同条ただし書において、上記原則については、「教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。」とされているところです。その趣旨は、本来、各大学の創意工夫により、学生の主体的な学びを促進する観点から、同一科目の週複数回講義の実施や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施など、授業のあり方の多様化を促進することにより、今回の新型コロナウイルスに対する対応等の影響により、本来 10 週又は 15 週の期間を単位として実施することを予定していた授業科目の期間を弾力化することを想定した規定ではないものの、今回の対応を機に、授業科目の見直し等を図ることにより、教育上の必要性や、十分な教育効果が認められるものについては、同条ただし書の規定に基づき、10 週又は 15 週以外の授業期間を設定することも可能であるものと考えております。

その際は、平成 25 年 3 月 2 9 日付け 24 文科高第 962 号「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（通知）」も併せて御参照ください。

※大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（各授業科目の授業期間）

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

問 2 「10 週又は 15 週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」とあるが、例えば、本来 15 コマの授業を 13 コマにし 2 コマ分の授業時間数を削ることを許容する趣旨か。

○大学設置基準第23条の規定は、あくまで週数を規定したものであり、授業の回数（コマ数）を規定しているものではありません。

○ 今回の授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な学修時間を変更するものではないことから、質問のケースについては、例えば、2コマ分に相当する授業時間を本来予定していた面接授業により行わない場合については、休日や祝日における補講授業の実施や、遠隔授業の実施、又は授業中に課すものに相当する課題研究等に代替すること等により、大学設置基準第21条等で定める必要な学修時間を確保していただく必要があります。

【遠隔授業の活用に関すること】

問3 3月24日付け通知において示された遠隔授業に係る解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る遠隔授業に限定されるものか。

○ 3月24日付け通知によりお示した遠隔授業に係る解釈は、遠隔授業に係る取扱いを明確化したものであり、新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限ったものではありません。

問4 3月24日付け通知においては、同時双方向型の遠隔授業を自宅にいる学生に対して行うことは、平成13年文部科学省告示第51号の第2号の規定に基づき可能であるとしているが、この場合、同号の定める「授業の終了後すみやかに」に①「設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導」を行うとともに、②「学生の意見の交換の機会」を確保する必要があるのか。

○ 本告示の第2号が担保しようとしていることは、面接授業に相当する教育効果であるところ、こうした教育効果を有すると認められる遠隔授業に必要な要素として、同号においては、①設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導と②学生の意見の交換の機会を挙げているものと考えております。

○ このため、オンデマンド型の遠隔授業の場合には、授業配信中に上記①及び②を実施することが困難であることから、面接授業に相当する教育効果を担保するため、「授業の終了後すみやかに」①及び②の実施を求めることが必要であるのに対し、同時双方向型の遠隔授業の場合には、当該授業の実施中に上記①及び②を行うことにより、実質的に面接授業に相当する教育効果が担保できているといえるのであれば、「授業の終了後すみやかに」上記①及び②の実施を求めることは必ずしも必要ではないと考えております。

※平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）（抄）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学

において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

一 (略)

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に直面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

問5 遠隔授業を行う教員は、自宅において当該授業を行うことは可能か。

○ 法令上、遠隔授業に係る送信側の場所について限定はないため、面接授業に相当する教育効果が認められる場合には、教員が自宅において遠隔授業を実施することは可能です。

問6 遠隔授業の実施方法として、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行わせたいうえで、メールや掲示板等を用いて質疑応答等を行うことは許容されるか。

○ 法令上、遠隔授業の一部において、教科書や教材による学修を自宅において行わせることが禁止されるものではございませんが、面接授業に相当する教育効果を有するものである必要があることから、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定しておらず、授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。

○ また、大学通信教育設置基準第3条第1項においては、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（印刷教材等による授業）、大学設置基準第25条第1項の方法による授業（面接授業）、及び同条第2項の方法によるメディアを利用して行う授業（遠隔授業）が、別の方法として区別されていることを踏まえると、単に印刷教材等の送付により授業が完結することは想定しておらず、毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行う必要があります。

※大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）（抄）

（授業の方法等）

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（以下「メディアを利

用して行う授業」という。)のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

問7 「面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合」について、例えば、15回の授業中、14回分を遠隔授業により実施し、面接授業は1回しか行っていない場合についても、各大学等の判断において、主として面接授業により実施したものと扱ってよいか。

- 3月24日付け通知においては、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であっても、遠隔授業によって修得できる単位数の上限の算定に含める必要がない場合について、「授業全体の実施方法として、主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有することを各大学等の判断において認められるもの」としております。
- このため、質問のケースが、「主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有する」といえるかについては、各大学等において判断し、各学生等に対して説明することが求められますが、15回の授業中1回しか面接授業を実施していない場合は、外形的には「主として面接授業を実施」したものと説明することは困難であると考えております。
- 一方、新型コロナウイルス感染症に対する対応の影響により、こうしたケースが積み重なることで、60単位の上限に達してしまう事態が生じることも想定されることから、今後、文部科学省において、各大学等における遠隔授業に係る実施状況や各大学等からの要望等も踏まえつつ、必要がある場合には、今回の新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業に係る単位数の上限の見直しについて所要の検討を行うことも視野に入れてまいります。

問8 現時点においては、4月から5月上旬までは遠隔授業を実施し、5月中旬以降は面接授業を実施する予定であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、結果的に、全ての授業が遠隔授業となってしまった場合、60単位の上限に算入すべきか。

- 質問のケースのように、結果的に全ての授業が遠隔授業となった場合には、主として対面授業により実施した場合には該当しないため、60単位の上限に算入する必要があります。
- 一方、新型コロナウイルス感染症に対する対応の影響により、こうしたケースが積み重なることで、60単位の上限に達してしまう事態が生じることも想定されることから、今後、文部科学省において、各大学等における遠隔授業に係る実施状況や各大学等からの要望等も踏まえつつ、必要がある場合には、今回の新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業に係る単位数の上限の見直しについて所要の検討を行うことも視野に入れてまいります。

問9 現時点においては、4月から5月上旬までは遠隔授業を実施し、5月中旬以降は面接授業を実施する予定であるが、一部の学生については、出席停止等により、結果的に全ての授業が遠隔授業となってしまった場合、当該学生が修得した単位については60単位の上限に算入すべきか。

- 問8への回答と同様です。

問10 遠隔授業を実施する場合について学則に記載しなければならない法的根拠如何。

- 遠隔授業により修得した単位は、卒業要件として修得すべき単位のうち60単位を超えないものとされていることから、当該遠隔授業の実施については、学校教育法施行規則第4条第1項第6号に規定する「卒業」に関する事項として学則記載事項となります。

※学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

一～五 （略）

六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

七～九 （略）

2・3 （略）

- ただし、3月24日付け通知においてもお示した通り、面接授業の一部を遠隔授業によって実施した場合等、主として面接授業により修得した単位として扱い、当該上限の算定に含めない場合には、学則において遠隔授業の実施に係る事項を記載する必要はありません。

問11 3月24日付け通知においては、外部機関等のMOOC等を自宅で学修したことをもって単位付与するような運用を許容しているのか。

- 3月24日付け通知では、「聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる」としておりますが、これはあくまで、大学が開設した授業の一部で外部機関等が開設したMOOC等を「教材」として使用、あるいは、MOOC等を提供する外部機関等と連携協力して授業を実施することを想定したものです。
- このように、大学が当該大学以外の外部機関等と連携協力して授業を実施する場合には、
 1. 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
 2. 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
 3. 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
 4. 大学の授業担当教員による成績評価が行われるなど、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意する必要がある（平成19年文科高第281号通知第一（2）留意事項三）、単に外部機関等のMOOC等を自宅で学修したことのみをもって単位付与するような運用は認められません。

問 1 2 学生又は教職員の感染が判明したことにより大学等が臨時休業になった場合も、遠隔授業により授業を実施してよいか。

- 3月24日付け通知においては、「当初の予定通りに授業等を開始することが困難である場合には、設置者の判断で授業等の開始時期の延期等を行うことを妨げるものではないが、その検討を行う場合は、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）の活用などによる学修機会の確保に留意すること。」としております。
- このため、臨時休業の実施の判断に当たっては、遠隔授業の活用を検討いただき、その結果、自宅における遠隔授業の実施が可能である場合には、そもそも、当該授業科目に係る大学の活動については、臨時休業の必要性はないものと判断できる可能性があります。当該授業の具体的な実施形態（一部の学生に対しては、教室における面接授業を行う等）によっては、更に大学内における感染が拡大する可能性もあることから、当該授業も含む臨時休業の実施に係る具体的な判断に当たっては、3月24日付け通知における以下の記載も参照の上、都道府県等の衛生主管部局と相談していただくようお願いいたします。

《3月24日付け通知（抄）》

1. 大学等における感染拡大の防止について

- (2) 学生又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断すること

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抄）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

新型コロナウイルス感染症対応に係る大学での遠隔授業の事例

名古屋商科大学 / 大学院

【授業開始】 繰り下げず、例年通り開始

【期間】 2020年度春学期Term1 (4～5月)

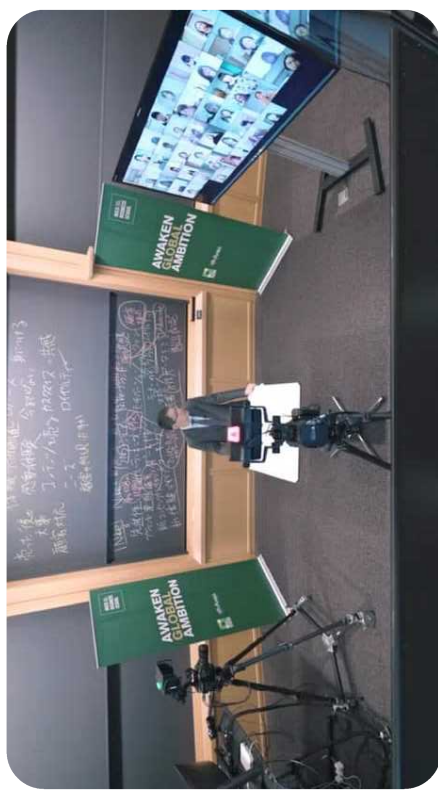
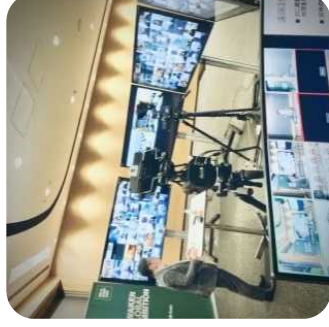
【対象】 **すべての教室授業 (300講座)**

※ケースを使用した討議授業、教科書を使用した講義授業、
ネイティブ教員との語学授業を実施

【方法】 **同時双方向型 (ウェブ会議サービスを使用)**

※2018年よりオンラインを活用した討論型ケース授業を通じてノウハウを蓄積

【備考】 従来より、ノートパソコンを学部新入生全員に無償譲渡。



国際教養大学 (AIU)

【授業開始】 4月9日開始を、4月20日開始に繰り下げ

【期間】 2020年度春学期 (4～7月)

【対象】 **すべての授業 (約300講座)**

※実技を伴う授業についても、原則遠隔授業で対応。

【方法】 **同時双方向型 (ウェブ会議サービス等を使用)** を基本

とし、**オンデマンド型 (学内オンライン学習システム**
上に授業動画やスライド資料を掲載) も並行して実施。

【備考】 世界各地の200大学と提携して交換留学生を受け入れ
ており、約8割の学生がキャンパス内の寮・宿舍等で暮
らすことから、**キャンパスを原則立入禁止**とし、自宅
で受講できる遠隔授業を導入。これを機に、海外提携大
学との連携拡大・強化を図る。

東京工業大学

【期間】 2020年度第1Q(クォーター) (4～5月)

※授業開始日について検討中。

※状況次第では、第2Qも同様の対応となる可能性あり

【対象】 **実技をともなわない授業**

※実験・実習など実技をともなう授業は原則として
第1Qには開講せず、第2Qもしくは夏季休暇期間中
に開講予定。

【方法】 **同時双方向型**
(ウェブ会議サービスを使用)

オンラインプログラム（MOOC等）の活用モデル

大学におけるMOOC等の活用方法としては、たとえば以下の類型が考えられるが、いずれも現行法令に適合した形で実施可能である。

(1) 自らMOOC等を開設

- 大学が自ら、あるいは外部機関等と連携し、MOOC等を開発して、**自らの授業科目として開設**し、修了者に単位を付与。

※メディア授業として開設。この場合、メディア授業の要件や留意事項（十分な指導を併せ行うこと等）を満たすことが必要。

(2) 他大学のMOOC等での学修を単位認定

- 自大学の学生が、**他大学が自らの授業科目として開設したMOOC等**を科目等履修生として履修し、当該他大学から単位を付与された場合、当該単位を**自大学の単位として認定**。

※大学設置基準第28条第1項に基づく単位互換。

大学院設置基準において準用、専門職短期大学設置基準、専門職短期大学設置基準においても同旨規定、専門職大学院設置基準において関連規定。

(3) 他大学又は大学以外の団体・企業等が開設したMOOC等を授業で活用

- 授業の一部で外部機関等が開設したMOOC等を「**教材**」として**使用**。あるいは、MOOC等を提供する外部機関等と連携協力して授業を実施*。

(例) 教室において、授業担当教員が事前説明をした後、MOOC等を聴講させ、最後に授業担当教員がまとめやきめ細やかな指導を行う。

※学生がこのような外部機関等のMOOC等を大学外で学修したことのみに基づいて単位付与するような運用は不可。

* 大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する場合には、①授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている、②大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている、③大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している、④大学の授業担当教員による成績評価が行われるなど、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要。（平成19年文科高第281号通知）

令和 2 年 3 月 24 日付け元文科高第 1 2 5 9 号「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について」（抄）

1. 大学等における感染拡大の防止について

- (1) (前略)、地域における感染症の発生状況や学生の状況等を踏まえ、当初の予定通りに授業等を開始することが困難である場合には、設置者の判断で授業等の開始時期の延期等を行うことを妨げるものではないが、その検討を行う場合は、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）の活用などによる学修機会の確保に留意すること。

2. 学事日程等の取扱いについて

- (1) 令和 2 年度当初の授業期間については、新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響にかんがみ、1 単位の学修時間が 45 時間である単位制度の趣旨を踏まえ、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 21 条等で定める学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、10 週又は 15 週の期間について弾力的に取り扱って差し支えないこと。

その際、各大学等の判断により、授業計画（シラバス）（教職課程に係るものを含む。）を変更することは差し支えないが、その他の課程認定に係るものの変更については関係省庁・部署等に相談すること。また、設置計画履行状況等調査（AC）期間中の大学等におかれては、原則として、設置計画に基づく教育課程の編成・実施が求められるが、学事日程の変更等やそれに伴う授業計画（シラバス）の変更は差し支えないこと。その場合には、設置認可又は届出の翌年度以降に提出する「設置計画履行状況 AC 報告書」における「7 その他全般的事項」の「(1) 設置計画変更事項等」の欄などにその旨を記載して報告すること。

いずれの場合においても、授業計画（シラバス）を変更する際には、学生に対する丁寧な説明に努めること。

- (2) 面接授業に代えて遠隔授業を行う場合にも、大学は当該授業科目を履修した学生に対しては試験の上単位を与えることになるが、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができること。なお、それに伴い、授業計画（シラバス）等を変更することは差し支えないが、学生に対する丁寧な説明に努めること。
- (3) 学期、授業を行わない日及び授業日時数については、学則に記載することとされていることから、学則の変更が必要となるような学事日程の変更を行う場合には、公私立大学にあっては、文部科学大臣への届出が必要となるが、各大学等の学則において、授業日や休業日の変更等についての手続きが予め規定されている場合には、令和 2 年度の学

事日程について、例えば、授業開始日の繰下げや休日・祝日授業の実施等の特例措置を講ずることが可能であり、学則の変更や文部科学大臣への届出を要しないこと。

- (4) 各大学等の教育活動の実施にあたっては、修業年限に係る学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 87 条等の趣旨を踏まえ、長期的な見通しの下、計画的な実施に努めること。なお、入国拒否や隔離・停留等の措置により、留学生等が 4 月から大学等の教育活動に参加できない事態も想定されるが、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、年間を通じて学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、当初の予定どおり 4 月に入学したものと取り扱うことは差し支えないこと。

3. 遠隔授業の活用について

- (1) 今後、学生の学修機会を確保するとともに、感染リスクを低減する観点から、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられること。

その際、平成 13 年文部科学省告示第 51 号（大学設置基準第 25 条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）等に従い行う必要があるところ、同告示第 2 号等の規定に基づき、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うことは可能であり、例えば以下の方法によることが考えられること。

・テレビ会議システムを用いた遠隔授業の例

テレビ会議システムを利用して講義をリアルタイム配信し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PC や携帯電話からインターネットに接続し受講。テレビ会議システムによって、教員と学生が、互いに映像・音声等による質疑応答や意見交換を行う。

・オンライン教材（MOOC 等）を用いた遠隔授業の例

スライド資料や講義形式の動画等を教材として e-learning システム等を準備し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PC や携帯電話からインターネットに接続し、随時又は期限が設定されている場合は当該期限内に受講。学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、インターネット等を通じて行う。質問の受付及び回答については、よくある質問とそれに対する答えについてあらかじめ提示しておき、それ以外の質問について担当教員又は指導補助者が回答するといった手法も考えられる。なお、聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC 等の教育コンテンツを活用することも考えられる。

- (2) 大学設置基準第 32 条第 5 項等の規定により、卒業の要件として修得すべき単位のうち、遠隔授業の方法により修得する単位数については、大学院及び通信制の大学を除き、60 単位（修業年限が 2 年の短期大学にあっては 30 単位、修業年限 3 年の短期大学にあ

っては46単位、高等専門学校にあっては30単位)を超えないものとして上限が設定されているところ、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であって、授業全体の実施方法として、主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有すると各大学等の判断において認められるものについては、上記上限の算定に含める必要はないこと。

なお、遠隔授業により修得した単位と扱い、上記上限の算定に含める場合には、卒業という学生の身分に関わる事情であるため、すでに遠隔授業に係る事項を学則において定めている場合を除き、学則に当該事項を定める必要があるが、面接授業の一部を遠隔授業によって実施した場合等、主として面接授業により修得した単位として扱い、上記上限の算定に含めない場合には、学則において当該事項を定める必要はないこと。

<学則の記載例>

(メディアを利用して行う授業)

第〇条 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、〇〇規程において定める。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業は、学内の十分な理解の下で取り組むことが重要であることから、大学等の経営部門、教学部門、情報基盤センター等の遠隔授業推進部門など、関係組織間の緊密な連携が期待されること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物利用上の配慮について、文化庁より著作権等管理事業者及び関係団体に対して事務連絡が発出されており、引き続き教育現場のニーズに応じた対応について検討を行っていること。

(文化庁ホームページ)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92080101.html>

(4) 外国人留学生については、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)」(以下「上陸基準省令」という。)では、専ら通信により教育を受ける場合は在留資格「留学」に応じた活動としては認められていないこと。ただし、今般の新型コロナウイルス感染症の対策として、学校運営上の対策を講じる目的などの観点から、必要な範囲内において、遠隔授業を実施することは、在留資格「留学」に応じた活動として認められる場合があること。なお、渡日前の遠隔授業の実施については、上陸基準省令に抵触するものではないこと。

(5) その他、遠隔授業に係る法令上の定めや留意事項については、別途、事務連絡をもってお知らせすること。